

# 議会運営委員会

令和4年3月4日午前11時05分から第一会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎木澤 正男	○溝部真紀子	齋藤 文夫
嶋田 善行	横田 敏文	坂口 徹
奥村 容子		
伴 議 長		

## 2. 理事者出席者

総 務 部 長	西 卷 昭 男	都 市 建 設 部 長	上 田 俊 雄
---------	---------	-------------	---------

## 3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	佐 谷 容 子
-------------	---------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前11時05分）

署名委員 溝部委員、齋藤委員

委員長

みなさん、お疲れ様です。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、溝部委員、齋藤委員のお二人を指名します。お二人には、よろしくお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますレジメのとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいります。

1. 協議事項、令和4年第1回斑鳩町議会定例会について、①付議予定議案等の取り扱いについてを議題とします。

3月2日に、理事者より、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業に係る2議案を本定例会に追加議案として提出したい旨の依頼がありました。本日は、この取り扱いについてご協議いただきたいと思っております。

追加予定議案について理事者より説明をお願いします。

上田都市建設部長。

都市建設  
部長

本日は、急遽、議会運営委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

令和4年3月1日招集の令和4年第1回斑鳩町議会定例会に付議する議案につきまして、2件の議案の追加をお願いしたいことから、本日 お時間をちょうだいしまして、その概要についてご説明させていただきます。

はじめに、資料1をご覧ください。斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業に係る賃貸料の免除について（案）でございます。

本議案は、昨年度から引き続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会経済情勢と国民生活の変化、観光業の景況感の深刻化を鑑み、株式会社呉竹荘の経営安定化の支援を行うことで、令和5年度中に工事を再開し、令和6年12月末を開業の期限として、事業の早期実現を図るため、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業事業用定期借地権設定契約における令

和3年度の賃貸料2,075万1千円、及び、令和4年度の賃貸料2,075万1千円、合わせて4,150万2千円の賃貸料を免除することについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、資料2をお願いいたします。令和3年斑鳩町一般会計補正予算（第18号）（案）でございます。本補正予算は、ただいま、ご説明申しあげました令和3年度の賃貸料の免除に関する補正で、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,875万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ114億1,912万1千円とするものでございます。歳入予算では、財産貸付収入2,075万1千円の減額と、諸収入で令和3年度の駐車場経営の収支として、株式会社竹荘から納付される駐車場収入受入金200万円の増額補正をお願いするものでございます。

また、歳出予算では、今回の補正で必要となる財源として、予備費1,875万1千円の充当をお願いするものでございます。

以上、追加議案の説明とさせていただきます。何卒ご理解を賜りまして、お取り計らいの程、よろしくお願い申し上げます。

委員長 　　ただいま都市建設部長から説明がありましたが、この議案の取り扱いについて、委員みなさんのご意見をお聞きしていきたいと思っております。

　　嶋田委員。

嶋田委員 　　議案の取り扱いについて、委員会に付託っていいことでいいんで。

委員長 　　ただいま嶋田委員からそのようにお聞きいただきましたが、追加上程をして、委員会付託をするということで取り扱いさせてもらってよろしいでしょうか。その際には、建設水道常任委員会になるかと思いますが。みなさんよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長 　　それでは、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業に係る賃貸料の免除についてと令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第18号）についての議

案の取り扱いは、7日午前9時から全員協議会を開催し、当委員会の結果を報告したうえで、その後に開催される本会議で、一般質問終了後に上程し、建設水道常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

また、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業に係る賃貸料の免除について、および、令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第18号)について、この2議案は関連した議案でございますので、一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業に係る賃貸料の免除についておよび令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第18号)について、一括議題とすることとします。

議長には、ただいま確認いたしましたとおり、付議議案等の取り扱いをしていただきますようお願いいたします。

また、議会運営委員会には理事者に出席いただき、説明していただきましたが、改めて全員協議会で説明していただく必要があるのかどうかについて、委員みなさんのご意見をお聞きしたいと思います。

嶋田委員。

嶋田委員

これは、今までの例により出席していただいて、説明していただくということで結構かと思います。

委員長

ほかの委員さんもそれでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長

それでは、改めて全員協議会にご出席いただき説明いただくということで、確認しておきます。

以上で、1. 協議事項、(1) 令和4年第1回斑鳩町議会定例会について、①付議予定議案等の取り扱いについては、以上で終わります。

それでは、西巻総務部長、上田都市建設部長には、他の公務もありますので、ここで退席していただくことします。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

( 午前11時12分 休憩 )

( 午前11時13分 再開 )

委員長

再開します。

次に、2. その他について、各委員から質疑、ご意見等があれば、お受けします。

( な し )

委員長

議長から何かございませんか。

伴議長。

議 長

さきほど、理事者から説明のありました斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業に係る2議案について、議案の修正にかかる動議を出されるというお話を議員の方からお聞きしています。

この動議については、議会の最終日だけでなく、付託先の委員会でも動議を出されることを検討されておられます。

これまで当町の議会では、修正動議は本会議で出されたことはありますが、委員会の動議については経験がなく、その流れについてもいろいろ確認すべき点があると思いますので、議会運営委員会でご相談させていただきたいと思います。以上です。

委員長 ただいま議長からこういった相談がございましたが、これらについて、事務局長のほうで補足のほうをお願いします。 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 本会議と委員会の動議について、事務局から、説明させていただきます。まず、動議についてでございます。主として会議の進行や手続き、議案の修正案について、議員から議会、または委員から委員会に対して行われる提議のことでございます。通常の提案との違いは、議会や委員会での議決が必要であることでございます。また、動議提出権は議員に限られております。また、動議については、本会議でも委員会でも行うことができます。本会議では、斑鳩町議会会議規則第16条と第17条に規定されておりますが、議員2人以上の連署が必要です。一方、委員会での動議は、斑鳩町議会会議規則第69条の規定により、1人の委員で行うことができます。

修正の動議は、本会議・委員会とも、案をあらかじめ議長または委員長に提出することが定められております。以上でございます。

委員長 ただいま事務局長より説明がありましたように、その議員、委員としても権利としては認められているということですが、これまで斑鳩町議会として経験がないというなかで、どのように取り扱っていくべきか考えるかについてですね、委員みなさまのご意見をいただければと思いますが。横田委員。

横田委員 確認ですけれども、委員会での修正動議っていうのは、そこで委員会で採決はされるんですか。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 委員会での採決についてでございます。委員会においても採決されるものございまして、委員会に出された動議は、委員会で可決すべきものと決した場合は、本会議の委員長報告で報告され、委員会の修正案として採決されます。これ、採決されるのは本会議でございます。修正案がその委員会で否決された場合でございますけれども、その場合ですけれども、次に同様の動

議を本会議に出してはいけないという規定はございません。しかし、このことについて、全国議長会議事調査部に相談しましたところ、委員会で否決された動議を本会議に出してはいけないという規定はないが、今後の慣例となりかねないことから、事前に議会内でその方向性について確認をされたほうがよいのではないかとのお言葉をいただいております。以上でございます。

横田委員 わかりました。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 動議いうても、修正動議もあれば、懲罰動議もあれば、休会動議もあっていろんな動議がありますわな。そのなかで今回、修正動議のことを議長からお諮りいただきましてんけれども、これ、あの僕もある程度はわかっているけれども、みなさんもこの動議って何やろとか、そういうふうなことをあんまり経験いうんですか、知識としてもっておられないように思うんです。

せやから、今回のその3月のことは別にして、来年1年かけて議運で勉強したらどうかなと思います。せやから、今まで本会議での動議はありましたけれども、委員会での動議、ほんで、そこで修正案が否決されて、本会議でまた同じものを出すのかどうか、そういうふうなことも含めて1年間かけて、ほかの動議もあるから勉強していくという感じで、今回は、今までどおり、本会議だけの動議いう形で、その議員さんにとってもらったらどうかなと思いますけれども。

委員長 暫時休憩します。

( 午前11時18分 休憩 )

( 午前11時22分 再開 )

委員長 再開いたします。  
伴議長。

議 長 今、いろいろ意見をお聞きしたなか、やはりこれについては、今後の議会運営、本当にかかわってくると、ひとつの形というものができてくると、私たちとしたら、議会の権能を上げていくということに対してはみなさん一致しておりますので、今後やっぱり時間をかけて勉強をしていただくと、いうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

委員長 議長から相談がありましたことにつきましては、委員さんからそういうご意見もあったということで、今後、勉強していこうということなので、それも踏まえて、配慮を、議会運営委員会としてもしていくということを確認しておきます。

議長ほかにはございせんか。

( な し )

委員長 事務局は。

( な し )

委員長 以上をもちまして、本日した予定しておりました案件は全て終了いたしました。

なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思ひますが、ご異議ございせんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

委員長 それでは、以上をもって、本日の議会運営委員会を閉会とします。  
お疲れ様でした。

( 午前11時25分 閉会 )